

安全保障理事会決議 1837(2008)

2008年9月29日、安全保障理事会第5986回会合にて採択

安全保障理事会は、

2008年6月5日および2008年9月1日付旧ユーゴスラビア国際裁判所（裁判所）所長からの2つの書簡を添付した、2008年9月24日付事務総長から安保理議長宛ての書簡（S/2008/621）を留意し、

2005年1月18日の決議1581（2005）、2005年4月20日の決議1597（2005）、2005年7月26日の決議1613（2005）、2005年9月30日決議1629（2005）、2006年2月28日の決議1660(2006)、2006年4月10日の決議1668（2008）、および2008年2月20日の決議1800（2008）を想起し、

とりわけ、2004年末までに捜査を完了するためにすべての可能な措置を取ること、2008年末までに第一審のすべての公判活動を完了すること、またすべての作業を2010年に完了することを安全保障理事会が裁判所に対して求めた、2003年8月28日の決議1503（2003）および2004年3月26日の決議1534(2004)を想起し、

もっとも早期の日程に公判作業の完了に向けて、裁判所によってなされる取り組みを支援する決意を表明し、

関連する裁判官の職務期間の延長は公判手続きの効果を強化し、完了戦略の履行の確保に向けて貢献することへの期待を表明し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. 上訴裁判部の構成員である、裁判所の以下の常任裁判官の職務期間を、2010年12月31日まで、あるいは上訴裁判部での事件の完了が早期の場合にはその時期まで、延長することを決定する。

—Liu Daqun（中国）

—Theodor Meron（アメリカ合衆国）

—Fausto Pocar（イタリア）

—Mohamed Shahabuddeen（ガイアナ）

2. 第一審裁判部の構成員である、裁判所の以下の常任裁判官の職務期間を、2009年12月31日まで、あるいは彼らに割り当てられた事件の完了が早期の場合にはその時期まで、延長することを決定する。

- Carmel Agius (マルタ)
- Jean-Claude Antonetti (フランス)
- Iain Bonomy (イギリス)
- Christoph Flügge (ドイツ)
- O-Gon Kwon (大韓民国)
- Bakone Justice Moloto (南アフリカ)
- Alphons Orié (オランダ)
- Kevin Parker (オーストラリア)
- Patrick Robinson (ジャマイカ)
- Christine Van den Wyngaert (ベルギー)

3. 裁判所で現在勤める、以下の臨時裁判官の職務期間を、2009年12月31日まで、あるいは彼らに割り当てられた事件の完了が早期の場合にはその時期まで、延長することを決定する。

- Ali Nawaz Chowhan (パキスタン)
- Pedro David (アルゼンチン)
- Elizabeth Gwaunza (ジンバブエ)
- Frederik Harhoff (デンマーク)
- Tsvetana Kamenova (ブルガリア)
- Uldis Kinis (ラトビア)
- Flavia Lattanzi (イタリア)
- Antonine Kesia-Mbe Mindua (コンゴ民主共和国)
- Janet Nosworthy (ジャマイカ)
- Michèle Picard (フランス)
- Árpád Prandler (ハンガリー)
- Kimberly Prost (カナダ)
- Ole Bjørn Støle (ノルウェー)
- Stefan Trechsel (スイス)

4. 裁判所着任をまだ任命されていない以下の臨時裁判官の職務期間を、2009年12月31日まで、あるいは割り当てられる可能性のある事件の完了が早期の場合にはその時期まで、延長することを決定する。

- Melville Baird (トリニダード・トバゴ)

- Frans Bauduin (オランダ)
- Burton Hall (バハマ)
- Frank Höpfel (オーストリア)
- Raimo Lahti (フィンランド)
- Jawdat Naboty (シリアアラブ共和国)
- Chioma Egongdu Nwosu-Iheme (ナイジェリア)
- Prisca Martimba Nyambe (ザンビア)
- Brynmor Pollard (ガイアナ)
- Vonimbolana Rasoazanany (マダガスカル)
- Kristen Thelin (スウェーデン)
- Klaus Tolksdorf (ドイツ)
- Tan Sri Dato Lamin Haji Mohd Yunus (マレーシア)

5. 2008年2月20日の決議1800(2008)の規定を害することなく、裁判所規程第12条1および2項を修正し、本決議の付属書類に規定されている条文と置き換えることを決定する。

6. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

付属書類第12条

第12条 裁判部の構成

1. 裁判部は最大16名の独立した常任裁判官、そのうち2名以上が同一国の国籍を有さないこと、および本規程の、第13条の3の2項に従って任命され最大12名の独立した臨時裁判官、そのうちの2名以上が同一国の国籍を有さないこと、で構成される。

2. 最大3名の常任裁判官および9名の臨時裁判官が、各第一審裁判部の構成員となる。臨時裁判官が任命される各第一審裁判部は、下記5項に規定されている状況を除いて、それぞれ常任裁判官および臨時裁判官の双方によって構成される3名の裁判官の班に分けられる。本規程のもとで、第一審裁判部の班は、第一審裁判部と同様の権限および責任を有し同じ規則に従い判断を下す。